

戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和5年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の二の3に定める地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施について必要事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、戸田市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、地域生活支援拠点等事業の一部又は全部を、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる。

(事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点等事業の内容は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化及び親亡き後の生活を見据えつつ、障害者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応機能 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の機能 地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成の機能 医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有する障害者等及び高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくりの機能 コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 市は、前項に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、及び登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第4条 前条の規定による登録をしようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）において、登録しようとする事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定の上、次に掲げる書類を添えて戸田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- (1) 運営規程の変更届出書（受付印のあるもの）の写し
- (2) 変更後の運営規程の写し
- (3) 次項各号のいずれかに該当することを証する書類の写し

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 障害者総合支援法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は障害者総合支援法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第24条の9第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。
- (3) 障害者総合支援法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業を実施する地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、戸田市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（第2号様式）により

その旨を通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により拠点事業を実施する地域生活支援拠点等事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、事業者の名称、事業所の名称及び所在地、連絡先、実施する拠点事業等の公表を行うものとする。

（変更等）

第5条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに戸田市地域生活支援拠点等事業所登録変更届（第3号様式）に、変更した内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（廃止等）

第6条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときにあつてはその1月前までに、拠点事業を再開したときにあつては再開後10日以内に、戸田市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第7条 市長は、登録事業者及び第2条の規定により業務の委託を受けた事業者（以下「受託事業者」という。）に対し、必要に応じて拠点事業等の運営状況に係る調査を実施することができる。

- 2 市長は、登録事業者及び受託事業者に対し、拠点事業等の運営状況について、随時報告を求めることができる。

（記録の保存等）

第8条 受託事業者は、事業の内容の記録を作成の上、5年間保存し、市から求めがあった場合はこれを提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

戸田市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

所在地
申請者 名 称
代表者

戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、拠点事業を行う事業所を登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
登録を行おうとする 事業所	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所（施設） の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援 拠点等として 担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	開始予定 年月日	年 月 日			

(備考) 関係書類として、「運営規程の変更届出書（受付印のあるもの）の写し」、「変更後の運営規程の写し」及び「戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第2項に該当する旨を証する書面（指定通知書等）の写し」を添付してください。

様

戸田市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

戸田市長 氏 名

年 月 日付けにて申請のありました戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第3項の規定に基づく事業所の登録について、次のとおり登録しましたので、通知します。

(フリガナ) 名称				
事業所登録番号				
事業所（施設）の 所在地	(〒 -)			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
地域生活支援拠点 等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日			

第3号様式（第5条関係）

戸田市地域生活支援拠点等事業所登録変更届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

所在地
申請者 名 称
代表者

戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定に基づき、拠点事業を行う事業所の登録内容に変更が生じたため、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
変更後 の内容	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所（施設） の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点等として担う 機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	変更予定年月日	年 月 日			

(備考) 変更部分が変わる書類を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

戸田市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

所在地
申請者 名 称
代表者

戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定に基づき、次の事業所について、拠点事業を 廃止・休止・再開 したいので、次のとおり届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
廃止 ・ 休止 ・ 再開の内容	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所（施設）の所 在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点等 として担う機能 (再開時のみ記入)	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	廃止・休止・再開 年月日	年 月 日			